

# 処 分 基 準

令和4年3月15日作成

法 令 名 : 古物営業法
根 拠 条 項 : 第24条第1項
処 分 の 概 要 : 古物営業の許可の取消し
原権者 (委任先) : 宮城県公安委員会
法 令 の 定 め :
処 分 基 準 : 別紙「古物営業法に基づく指示、営業停止命令及び許可の取消しの基準」のとおり。
問 合 せ 先 : 警察本部生活安全企画課 (電話022-221-7171) 又は警察署生活安全課
備 考 :